

都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

労災適用期間及び労災適用外期間を有する健康管理手帳所持者が
受ける健康診断の費用負担等に関する留意事項について

健康管理手帳所持者が受ける健康診断の実施については、「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」（昭和47年11月29日付け基発第762号（最終改正：平成18年9月7日））記の6の（2）により、事業者がその措置を講ずるべきであるとの考え方が示されたところであるが、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用事業に雇われている期間（以下「労災適用期間」という。）と、労働者災害補償保険法の適用でない事業に雇われている期間（以下「労災適用外期間」という。）の両方を有する者が、両期間において、労働安全衛生法（昭和48年法律第57号）第67条第1項に規定されている有害業務に従事していた場合、その者に係る健康診断費及び受診旅費（以下「健康診断費等」という。）を負担すべき事業者の考え方については、下記を参照し、適切に対応されるようお願いする。

記

1 基本的な考え方

労災適用期間と労災適用外期間の両方を有する者に係る健康診断費等の負担については、労災適用期間が労災適用外期間より長い場合は労働者災害補償保険法に基づく労働福祉事業として行い、労災適用外期間が労災適用期間より長い場合は労災適用外期間に係る事業者が行う。

2 労災適用期間又は労災適用外期間が複数ある者について

①労災適用期間（複数ある場合においては、各労災適用期間の合計期間）、②一事業場の労災適用外期間（同一の事業場において、複数の労災適用外期間を有する場合には、各労災適用外期間の合計期間）及び③異なる複数の事業場における個別の労災適用外期間を比較し、①が最も長い場合は、健康診断費等の負担につ

いては労働者災害補償保険法に基づく労働福祉事業として行い、②が最も長い場合は②の期間に係る事業者が行い、③が最も長い場合には③の期間に係る事業者が行う（具体例については参考を参照すること。上記の例によっても判断することができない従事歴を有する場合には、本省労働衛生課に協議すること。）。

3 有害業務従事証明について

健康管理手帳の交付申請の際に必要な有害業務従事証明は、1の場合においては、有害業務従事期間が長い方の事業者が行うこととする。

2の場合においては、①が最も長い場合には従前どおり複数の労災適用期間に係る、いずれかの事業者が行うこととし、②又は③が最も長い場合には、最も長い労災適用外期間に係る事業者が、有害業務従事証明を行うこととする。

4 例外的な取扱いについて

昭和62年3月31日以前に旧日本国有鉄道に在籍した職員等（以下「旧国鉄職員」という。）が引き続き東日本旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社又は日本貨物鉄道株式会社（以下「JR各社」という。）に採用された場合については、1に掲げる取扱いの例外として、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 都道府県労働局は、健康管理手帳の申請者が旧日本国有鉄道から引き続きJR各社に採用された職歴を有する場合、申請者が両事業者の事業場において有害業務に従事していたか否かを申請者から確認すること。

(2) 旧日本国有鉄道及びJR各社において、同じ有害業務に従事していた場合には、申請者又は都道府県労働局から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）又はJR各社に健康管理手帳申請に係る情報提供を行い、機構とJR各社の協議の内容や結果等を踏まえ、どちらが健康診断費等を負担するものとするか判断すること。ただし、都道府県労働局から情報提供する際には、申請者の了解を得ること。

(3) (2)において健康診断費等を負担するものとされた事業者から、有害業務従事証明を提出させること。

なお、(1)及び(2)の過程を経ずにJR各社から有害業務従事証明がなされ、既に健康管理手帳が交付されている者については、JR各社に連絡し、JR各社が健康診断費等を負担すべき事業者であると判断して差し支えないか確認すること。

注：労災適用外期間の例：常勤の地方公務員として地方公共団体に勤務した期間、国鉄職員として勤務した期間、中央官庁（旧大蔵省、旧郵政省、林野庁等）の現業国家公務員として勤務した期間、日本郵政公社職員であった期間、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員であった期間等。

(参考) 記の2の具体例

- 例1) A事業場で労災適用期間における有害業務従事期間が5年、B事業場で労災適用期間における有害業務従事期間が10年、C事業場で労災適用外期間における有害業務従事期間が13年及びD事業場で労災適用外期間における有害業務従事期間が9年ある場合には、①(15年)が③(13年、9年)を超えるため、その者に係る健康診断費等の負担は、労働者災害補償保険法に基づく労働福祉事業として行う。
- 例2) A事業場で労災適用期間における有害業務従事期間が5年、B事業場で労災適用期間における有害業務従事期間が7年、C事業場で労災適用外期間における有害業務従事期間が9年あり、10年目から3年間はC事業場から他事業場Dへの出向により労災適用期間があり、13年目からC事業場に戻りC事業場で労災適用外期間における有害業務従事期間が4年ある場合には、①(15年)が②(13年)を超えるため、その者に係る健康診断費等の負担は、労働者災害補償保険法に基づく労働福祉事業として行う。
- 例3) A事業場で労災適用期間における有害業務従事期間が5年、B事業場で労災適用期間における有害業務従事期間が7年、C事業場で労災適用外期間における有害業務従事期間が15年、D事業場で労災適用外期間における有害業務従事期間が13年ある場合には、C事業場の期間③(15年)が①(12年)及びD事業場の期間③(13年)を超えるため、その者に係る健康診断費等の負担は、C事業場の事業者が行う。